**平成２２年（フ）第７４７号**
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目730番地　富士コーポ102号
債務者　栢原　博文
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第２８０号**
新潟県見附市本明町1659番地２
債務者　木下　良子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第３０５号**
新潟県刈羽郡刈羽村大字上高町甲58番地28、前住所新潟県柏崎市大字堀1394番地10　コーポピュア103
債務者　小山めぐみ
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第８号**
新潟県長岡市来迎寺3927番地
債務者　石原　貴文
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第３３４０号**
札幌市西区西野７条７丁目３番11―105号
債務者　齊藤　華織（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３７９２号**
北海道千歳市清流３丁目12番11号
債務者　後藤　健治
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３９１７号**
札幌市白石区本郷通５丁目南４番23―201号
債務者　菊地　梨枝
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３９５５号**
札幌市豊平区水車町７丁目５番18号　サンハイツ202号
債務者　玉置　満也
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３９７３号**
札幌市東区北33条東９丁目４番７号　エアベールN33―303
債務者　村中　克子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０５２号**
札幌市北区篠路２条５丁目９番44号
債務者　中川　潤一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０６６号**
札幌市中央区南８条西７丁目1851番地７　サザンウインズⅠ104号
債務者　中村　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４１３１号**
札幌市白石区栄通20丁目２番17号　ハイツ植田201号
債務者　室谷　光昭
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４１４３号**
札幌市東区北32条東２丁目１番11―404号
債務者　伊藤　幸弘
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４１５２号**
札幌市北区北30条西７丁目１番１―502号
債務者　高島　昌子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６号**
札幌市中央区南２条西12丁目323番地９　クリスタルパレス95―2053号
債務者　織茂　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４号**
札幌市白石区東札幌２条５丁目５番18号　コーポエデン301号
債務者　中込　厚子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１７号**
札幌市厚別区上野幌１条４丁目７番20号　ピアパークＮＹ102号
債務者　渡辺　敏雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部